

第3 まとめ

1 事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等

実地調査の結果、過去5年間に事前伐採を実施したことがある市町村は、その多くが過去に倒木による停電被害などを経験した後にその必要性を認識したことが事前伐採に取り組む契機となっていた。

しかし、事前伐採は、これまで倒木による停電等被害が発生していない地域であっても、本来の趣旨（倒木による停電等の被害を未然に防止すること。）や仮に発災した場合の住民生活への影響の大きさに鑑みれば、地域事情等に応じて事前伐採の必要性が適時に検討され、その結果に応じて対策が講じられるなど、災害に備える不断の取組が必要と考えられる。

このため、当事者である地方公共団体及び一般送配電事業者間の連携状況について実地調査したところ、当事者において取り組むべき課題が2点明らかとなった。

1点目は、当事者による連携の場を創出することである。実地調査の結果、府県が市町村及び一般送配電事業者間の情報共有の場を設けることによって、事前伐採に取り組んでいる事例がみられた一方で、同事業者の適切な関与があれば、市町村における伐採箇所の検討が進展した可能性のある事例もみられた。

このような状況を踏まえると、地方公共団体及び一般送配電事業者間の情報共有が行われ、相互理解を深めることが重要であり、そのためには、例えば、市町村を管轄する同事業者の各営業拠点の職員が業務の一環として当該市町村を訪問する機会を活用するなど、地方公共団体及び同事業者間の連携の場が積極的に設けられる必要がある。

2点目は、事前伐採の必要性の検討に必要なかつ十分な情報を一般送配電事業者が地方公共団体に提供することである。

実地調査の結果、一般送配電事業者が市町村に対し、倒木による停電想定戸数を含む事前伐採の候補箇所の情報を提供している例がみられた一方で、市町村への情報提供を考えていない同事業者もみられた。

事前伐採の検討は、地方公共団体を中心に行われることが多いが、その際、地域における、過去に倒木処理した箇所や断線時の停電による影響範囲（停電戸数や重要施設の有無等）といった一般送配電事業者が保有する情報について、情報の取扱いに留意しつつ、地方公共団体が的確に把握する必要がある。

また、実地調査の結果、事前伐採を未実施の市町村の中には、事前伐採の実施により停電リスクが回避できることを示すことができれば、財政当局や議会への説明がしやすくなるといった意見があった。その他、一般送配電事業者が、事前伐採後の雪害による倒木の状況について、伐採範囲において倒木による停電が発生していないことを市町村に示し、事前伐採の継続協議を

進める上で役立った事例がみられた。そのため、一般送配電事業者が地方公共団体に対し、停電予防の効果を認識するに足る情報を示すことも事前伐採の実施につながるものと考えられる。

なお、事前伐採は、いずれの地域であっても、その必要性に応じて適時に実施されるべき対策であることから、全国の地方公共団体及び一般送配電事業者が、その意義について共通理解を深めることが重要である。

そのため、双方の認識に大きな差が生じることなく、事前伐採が全国必要とされる地域で実施されるよう、事前伐採に係る有効性（倒木による停電に端を発した地域住民の生活への波及、市町村職員による対応負荷及び一般送配電事業者による復旧作業の困難さといった影響を軽減できること。）や負担が当事者にあまねく理解されるよう普及・啓発活動が継続的に行われる必要がある。

【所見】

経済産業省は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体に対し、事前伐採を実施することの意義が理解されるよう、事前伐採に係る有効性や負担などについて、実例を示しつつ、継続的に普及・啓発を行うこと。

また、経済産業省は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体及び一般送配電事業者に対し、事前伐採に係る両者の情報共有の機会を適時に設けるよう促すこと。

さらに、経済産業省は、一般送配電事業者に対し、倒木リスク、断線時の停電による影響範囲及び停電予防の効果など、地方公共団体が事前伐採の必要性を検討する上で具体的な情報を整理し、地方公共団体に対して提供するように促すこと。

2 事前伐採に係る事務分担及び費用負担

事前伐採は、倒木による停電被害のみならず、道路閉塞の未然防止等にも資するため、地方公共団体及び一般送配電事業者が共に受益する取組であり、その前提に立って、当事者である両者において相応の事務分担及び費用負担の協議を経て、双方の主体的な協力によって実施されるべきものと考えられる。しかし、実地調査の結果、事務分担の大部分を市町村が負担している事例や費用負担の全額又は大部分を市町村が負担している事例がみられた。

その背景として、上記のような考え方が示されたものがなく、また、一般送配電事業者が電気事業法に基づき作成した「災害時連携計画」（ロ 倒木対策等）の記載が影響している可能性がある。同計画では、「地方自治体主体での計画伐採の取り組みに関する地方自治体との協議を行い、協定締結を進める。」とされ、あたかも地方公共団体だけが主体的に取り組むものであるかのように記載されている。

実地調査の結果でも、一部の一般送配電事業者は、当該計画の記載を踏まえ、事前伐採について、当事者というより市町村の事業を側面的に支援する

立場であるとの認識を有していることが明らかになっており、当該事業者は、事前伐採の候補箇所を提案するといった一部の関わりとなっている。

このような状況を踏まえると、一般送配電事業者が当事者として事前伐採に主体的に取り組むことを妨げないよう、当該計画の記載内容の見直しの余地があると考えられる。

また、事前伐採の事務分担等に関する地方公共団体及び一般送配電事業者間の協議を進める際は、先行事例の共有が有益となる場合があるが、現在、経済産業省等が提供している情報は、地方公共団体及び同事業者間の費用負担や事務分担等（計画策定、伐採交渉、伐採工事費用、電線の防護及び廃棄処分）の調整結果が中心となっている。

一方で、実地調査の結果、双方の事務分担等が決まった背景事情として、伐採箇所の所有者情報について、市町村のみならず、通常、一般送配電事業者も電柱が設置された場所の所有者を把握していることから、所有者の探索時に、市町村の求めに応じて同事業者が当該所有者の特定に役立つ情報を提供することになった事例や、事前伐採は当事者として同事業者も受益しているとの考えから、その費用を折半している事例など、当該事務分担等に至った経緯や考え方がうかがえるものがあつた。

このような状況を踏まえると、事務分担等に至る経緯や考え方に関する情報は、事前伐採に取り組んだことのない地方公共団体にとっては、分担を考える上で参考になる。

【所見】

経済産業省は、地方公共団体及び一般送配電事業者に対し、事前伐採は当事者である両者が共に受益する取組であり、その前提に立ち、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、両者の主体的な協力によって実施される旨を周知すること。

あわせて、経済産業省は、一般送配電事業者へ確認の上、電気事業法第 33 条の 2 に基づき同事業者が作成する災害時連携計画の「ロ 倒木対策等」における記載内容にのっとり事前伐採を推進する上での課題を把握し、改善策を検討の上、それらの結果を公表すること。

また、経済産業省は、事務分担及び費用負担の事例を背景事情と共に収集・整理し、その結果を地方公共団体及び一般送配電事業者に提供すること。